## 議案第42号

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和7年2月19日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 使用料の額を改定するとともに、料金区分を変更する必要があるので、本 案を提出する。 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する条例

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例(昭和59年12月世田谷区条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第4世田谷区立尾山台地域体育館の部を次のように改める。

世田谷区立尾山台地域体育館

明口炊	団 体 使 用	料料	
曜日等	単 位 時 間	金 額	- 個 人 使 用 料   
平日	午前9時から正午まで	5,550円	大人
	午後1時から午後4時まで	6,200円	150円
	午後4時から午後6時30分まで	6,200円	子ども(18歳以下)
	午後6時30分から午後9時まで	7, 180円	5 0 円
	全日(午前9時から午後9時まで)	21,890円	高齢者(65歳以上)
日曜日	午前9時から午後1時まで	9,140円	5 0円
及び休	午後1時から午後5時まで	9,960円	障害者
目	午後5時から午後9時まで	13,890円	50円
	全日(午前9時から午後9時まで)	25,490円	土曜日、日曜日及び休日を除く日の
			正午から午後1時までの使用について
			は、無料とする。

別表第4世田谷区立希望丘地域体育館の部平日の項中「6,740円」を「7,640円」に、「7,540円」を「8,550円」に、「8,730円」を「9,90円」に、「26,610円」を「30,200円」に改め、同部日曜日及び休日の項中「8,080円」を「9,170円」に、「9,040円」を「10,260円」に、「10,470円」を「11,880円」に、「31,930円」を「36,240円」に改め、同表世田谷区立北烏山地区体育室の部団体の項中「860円」を「970円」に、「1,720円」を「1,950円」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。